

掛川市条例第19号

掛川市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月22日

掛川市長

(別紙)

掛川市議会委員会条例の一部を改正する条例

(掛川市議会委員会条例の一部改正)

第1条 掛川市議会委員会条例（平成17年掛川市条例第208号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前			改 正 後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名 称	定 数	所 管 事 項	名 称	定 数	所 管 事 項
総務委員会	(略)	総務部、企画政策部、危機管理部、消防本部、出納局、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会及び水道部の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項	総務委員会	(略)	総務部、企画政策部、市民協働部、危機管理部、消防本部、出納局、監査委員、選挙管理委員会、公平委員会及び水道部の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項
(略)			(略)		

第2条 掛川市議会委員会条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改正前			改正後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名称	定数	所管事項	名称	定数	所管事項
総務委員会	<u>8人</u>	(略)	総務委員会	<u>7人</u>	(略)
文教厚生委員会	<u>8人</u>	(略)	文教厚生委員会	<u>7人</u>	(略)
環境産業委員会	<u>8人</u>	(略)	環境産業委員会	<u>7人</u>	(略)

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定 平成29年4月1日
- (2) 第2条の規定 平成29年5月16日